

# 4 障害者自立支援法について

- 障害者自立支援法は、障害者が平成18年10月より全面施行された。
- 障害者が地域で暮らしていくために必要な支援について定められている。
- 在学中から、様々なサービスを受けることができる。支援関係者は制度の仕組みや内容をおさえておく必要がある。

## 1 はじめに

\*厚生労働省と社会福祉法人全国社会福祉協議会が作成したパンフレット「障害者自立支援法の円滑な施行に向けて(平成19年7月改訂版)」をもとに作成しました。

### ■障害者自立支援法円滑施行特別対策

扶障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度まで、以下の3つの柱からなる特別対策を実施する。

#### ①利用者負担の更なる軽減措置

○通所・在宅利用者

- ・1割負担上限額を1/2から1/4に引き下げ
- ・軽減対象を収入ペースで概ね600万円までの世帯に拡大
- ※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施

○入所・グループホーム・ケアホーム利用者

- ・工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)
- ・個別減免の資産要件を350万円から500万円に拡大

#### ②事業者に対する激変緩和措置

○日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

- ・旧体系 従前額保障の引き上げ(80%→90%)
- ※旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設
- ・通所事業者 送迎サービスに対する助成を実施

#### ③新法への移行等のための緊急的な経過措置

○直ちに新体系サービス等へ移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援を実施

- ・小規模作業所等に対する助成
- ・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
- ・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等

②、③を実施するため、平成18年度補正予算において都道府県に基金を造成

### (1) はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。しかし、次のような問題点が指摘されていました。

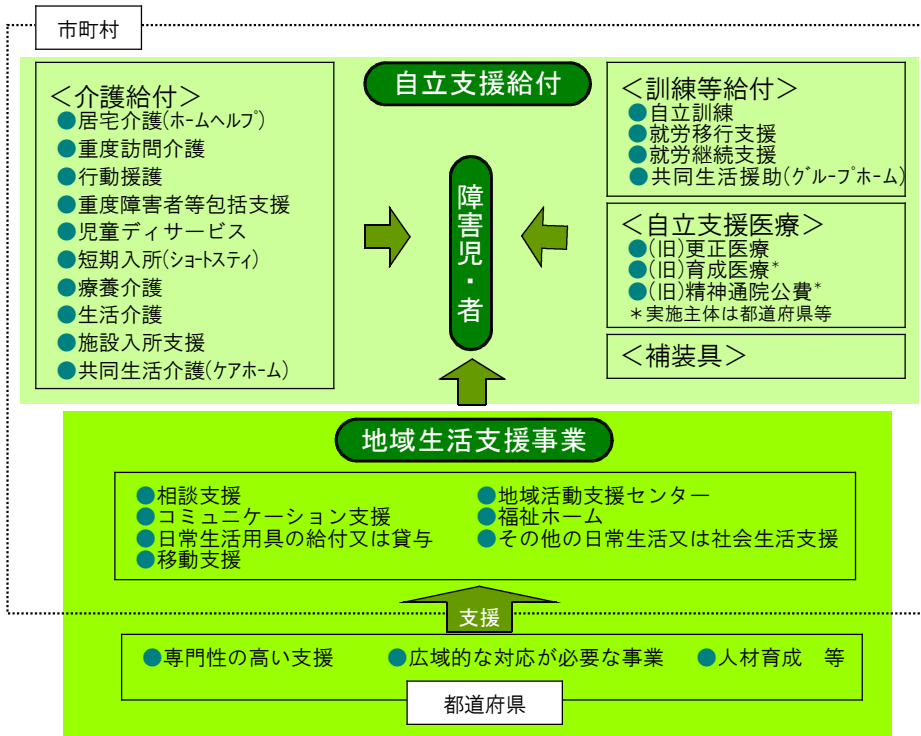
- ①身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない(地方自治体間の格差が大きい)こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

### (2) 障害者自立支援法のポイント

- ①障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

## 2 自立支援システムの全体像



障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています（左図）。

市町村で行う「自立支援給付」には、「介護給付」、「訓練等給付」、「自立支援医療等」、「補装具」があります。ただし、自立支援医療の（旧）育成医療、（旧）精神通院公費の実施主体は都道府県です。

都道府県が行う「地域生活支援事業」は、専門性の高い相談支援や広域的な対応が必要な事業や人材育成等になります。

## 3 福祉サービスの新体系

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

	＜現行サービス＞	＜新サービス＞	
居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・見・精)	居宅介護(ホームヘルプ)	介護給付
	デイサービス(身・知・見・精)	重度訪問介護	
	ショートステイ(身・知・見・精)	行動援護	
	グループホーム(知・精)	重度障害者等包括支援	
		児童デイサービス	
施設サービス	重症心身障害児施設(見)	短期入所(ショートステイ)	訓練等給付
	療護施設(身)	療養介護	
	更生施設(身・知)	生活介護	
	授産施設(身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等	
	福祉工場(身・知・精)	共同生活介護(ケアホーム)	
	通勤寮(知)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	
	福祉ホーム(身・知・精)	就労移行支援	
	生活訓練施設(精)	就労継続支援(A型=雇用型, B型)	
		共同生活援助(グループホーム)	
		移動支援	
	地域生活支援センター	支援地域生活	
	福祉ホーム		

(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「見」は「障害児」のことです

## 4 日中活動と住まいの場の組み合わせ

### <日中活動の場>

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護	*医療機関との入院とあわせて実施
生活介護	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
就労移行支援	
就労継続支援（A型＝雇用型，B型）	
地域活動支援センター（地域生活支援事業）	

プラス

### <住まいの場>

障害者支援施設の施設入所支援
又は
居住支援（ケアホーム，グループホーム，福祉ホームの機能）

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせる利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

## 5 地域生活支援事業

### 【市町村事業】

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る
その他の事業	市町村の判断により、立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

### （１） 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として左表の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズをふまえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組を行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

### （２） 重度の障害者の移動支援

重度の障害者の移動支援については、突発的なニーズへの対応や複数の者の移動の同時支援など柔軟性のある支援を行うため、「地域生活支援事業」としてサービスを提供するとしています。

移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、サービス類型を創設し、個別給付でサービスを提供するとしています。

### 【都道府県事業】

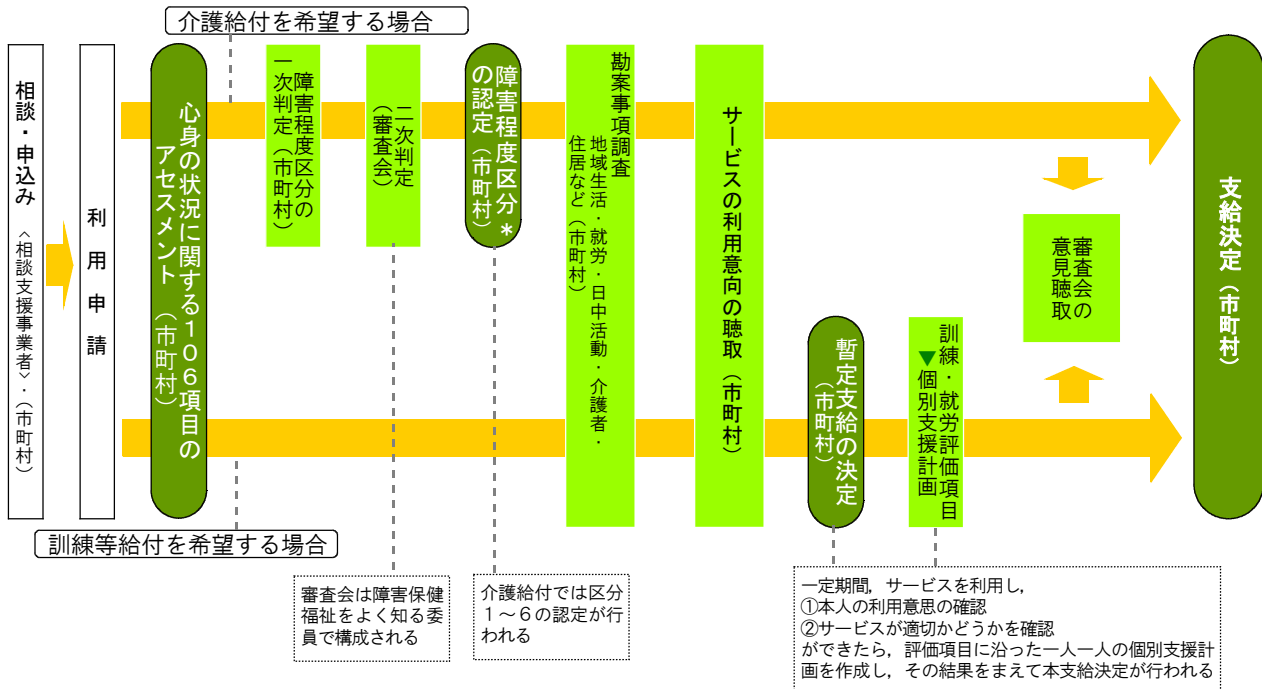
事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行う
広域的な支援事業	精神障害者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行う
その他の事業（研修事業を含む）	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う 例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者ⅠＴ総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行う

## 6 支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- 障害者の心身の状況（障害程度区分）
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行います。



### ※ 障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障害に関する項目（9項目）、話がまとまらないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

\*IADLとは、手段的日常生活動作（Instrumental Activity of Daily Living）の略で、ADLを基本にした日常生活上の複雑な動作のことです。

## 7 利用者負担の仕組みと改善策

### ■ 利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利 用者(入所)
定率負担	1 利用者負担の月額負担上限額設定（所得段階割）					
	3 福祉型個別減免		2 月額負担上限額の軽減（経過措置）			3 医療型個別減免 (医療・食事療養費と合わせ上限額を設定)
	4 高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）					
	8 生活保護への移行防止（負担上限額の設定）					
食費光熱費	5 補足給付 (食費、光熱水費負担を減免)		7 食費の人件費支給による軽減措置 (経過措置)			6 補足給付 (食費、光熱水費負担を減免)

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。



区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

**通所施設(事業)、ホームヘルプ利用の場合**

区分	月額負担上限額
低所得1	3,750円
低所得2	6,150円 (通所施設(事業)のみ、もしくは通所施設(事業)と短期入所利用の場合3,750円)
市町村税課税世帯 (所得割16万円(注1)未満)	37,200円

**\* 月額負担上限額の軽減の対象となる資産の状況**

	預貯金等の額	(注1)収入が概ね600万円以下の世帯が対象
単身世帯	500万円以下	(注2)預貯金等の中から一定の要件を満たす信託、個人年金等は除く
家族同居	1,000万円以下	

**利用者負担の例示**

**障害者支援施設(生活介護+施設入所支援)を利用している場合(20歳以上)**

- 生活介護サービス費+施設入所支援サービス費 350,000円
- 利用される方の年齢 30歳

**生活保護受給世帯【生活保護】**

サービス利用料	0円		
食事等実費負担	58,000円	→	補足給付後 0円
合計負担額	0円		
(手元に残るお金)	—		

**障害基礎年金2級受給者※(年金月額66,208円)【低所得1】**

サービス利用料	15,000円	→	個別減免後 0円
食事等実費負担	58,000円	→	補足給付後 41,208円
合計負担額	41,208円		
(手元に残るお金)	25,000円		

**障害基礎年金1級受給者※(年金月額82,758円)【低所得2】**

サービス利用料	24,600円	→	個別減免後 8,045円
食事等実費負担	58,000円	→	補足給付後 46,712円
合計負担額	54,757円		
(手元に残るお金)	28,001円		

**一般**

サービス利用料	35,000円
食事等実費負担	58,000円
合計負担額	93,000円
(手元に残るお金)	—

※収入が障害基礎年金のみである場合

**1 月ごとの利用者負担には上限があります**

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて【左表】の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができま

**2 通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合、月額負担上限額は4分の1になります**

通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合、経過措置として、資産が一定以下\*であれば、月額負担上限額の軽減の対象になります。なお、20歳未満で入所施設を利用する場合は、資産が一定以下\*であれば月額負担上限額を2分の1に軽減します。

通所施設(事業)を利用する場合には、低所得2であっても、3,750円となります

**3 入所施設、グループホーム・ケアホームを利用する場合、個別減免があります**

**【福祉型個別減免】**

入所施設(20歳以上)やグループホーム・ケアホームを利用する場合、低所得1、2の世帯であって、預貯金等(注)が500万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

- 具体的には、入所施設(20歳以上)では、収入が66,667円までの場合は利用者負担はなく、加えて就労収入についても、24,000円までは就労収入が控除され、定率負担はなくなります。24,000円以上の就労収入がある場合には、24,000円を超えた額の30%と24,000円を合わせた額と、実際の就労収入との差額の50%を利用者負担の上限額とします。就労収入以外66,667円を超える収入がある場合は、66,667円を超えた額の50%を利用者負担の上限額とします。(食費・光熱水費の就労収入控除については次ページ5を参照)

グループホーム・ケアホームでは、収入が66,667円までの場合は利用者負担はなく、加えて就労収入についても24,000円までは就労収入が控除され、定率負担はなくなります。24,000円以上の就労収入がある場合には、24,000円を超えた額の30%と24,000円を合わせた額と、実際の就労収入との差額が40,000円までの場合は15%、40,000円を超える場合は50%を利用者負担の上限額とします。(注)預貯金等の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金等は除かれます。

**【医療型個別減免】**

福祉サービスにあわせて、療養を行うサービスを利用又は施設に入所する場合、定率負担、医療費、食事療養費を合算した利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

**グループホームと通所事業を利用している場合**

- グループホームのサービス費 60,000円
  - 通所事業のサービス費 150,000円
- 生活保護受給世帯【生活保護】  
サービス利用料 0円

障害基礎年金2級受給者※(年金月額66,208円)【低所得1】  
サービス利用料 15,000円 → 個別減免後 0円

障害基礎年金1級受給者※(年金月額82,758円)【低所得2】  
サービス利用料 21,000円 → 個別減免後 1,963円

**一般**

サービス利用料 21,000円

※収入が障害基礎年金のみである場合

**通所事業とホームヘルプを利用している場合**

- 通所事業のサービス費 130,000円
  - ホームヘルプのサービス費150,000円
- 生活保護受給世帯【生活保護】  
サービス利用料 0円  
食事等実費負担 14,300円 → 軽減後 5,060円  
合計負担額 5,060円

障害基礎年金2級受給者※(年金月額66,208円)【低所得1】  
サービス利用料 15,000円 → 月額負担上限額の軽減後 3,750円  
食事等実費負担 14,300円 → 軽減後 5,060円  
合計負担額 8,810円

障害基礎年金1級受給者※(年金月額82,758円)【低所得2】  
サービス利用料 24,600円 → 月額負担上限額の軽減後 6,150円  
食事等実費負担 14,300円 → 軽減後 5,060円  
合計負担額 11,210円

**一般(所得割16万円(注)未満)**

サービス利用料 28,000円 → 月額負担上限額の軽減後 9,300円  
食事等実費負担 14,300円 → 軽減後 5,060円  
合計負担額 14,360円

**一般(所得割16万円以上)**

サービス利用料 28,000円  
食事等実費負担 14,300円  
合計負担額 42,300円

※収入が障害基礎年金のみである場合  
(注)収入が概ね600万円以下の世帯が対象

**■ 困ったことがあったとき**

福祉サービスについて、わからないことがあったときは下のよう  
な制度等を利用することができます。

**不服審査申立**

認定された障害程度区分や、支給決定について不服のある場合  
には、都道府県(障害者介護給付費等不服審査会)に申し出ること  
ができます。

**苦情解決事業**

障害福祉サービス等全般に関する苦情については、苦情解決事  
業を活用できます。各事業者に設置された苦情受付窓口申し出  
ることもできますし、都道府県社会福祉協議会に設置されている  
運営適正化委員会に直接申し出ることもできます。

**地域福祉権利擁護事業**

判断能力が不十分な方々が、福祉サービスの利用援助や、日常  
的な金銭管理・書類等の預かりサービスを受ける事業です。お近  
くの社会福祉協議会でご相談ください。

**成年後見事業**

判断能力が不十分なため、契約の締結などの法律行為をする際  
、その意思決定に不安がある方々について、その不十分な判断能  
力を補い、本人が損害を受けないようにし、本人の権利が守られ  
るようにする制度です。お近くの役所や地域にある市町村の障害  
福祉の相談窓口、社会福祉協議会、司法書士事務所、弁護士事務  
所等でご相談ください。

**<20歳以上の入所者の場合>**

適用に当たっては個別減免同様の所得区分、資産の要件があ  
ります。適用される場合の利用者負担等の上限額は収入額から  
その他生活費(25,000円、障害基礎年金1級受給者、60~64歳  
の方、65歳以上で重症心身障害児施設入所者、療養介護を利用  
する方は28,000円、65歳以上の方は30,000円)を差し引いた額  
となります。

**<20歳未満の入所者の場合>**

20歳以上の場合と異なり、資産要件はありません。地域で子  
どもを養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含  
めて所得区分に応じ50,000円から79,000円)となるよう、上限  
額の設定を行います。さらに18歳未満の場合には教育費相当分  
としてその他生活費に9,000円を加えます。

**4 同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用して  
も、4区分の月額負担上限額は同じです。**

●同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場  
合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービ  
スを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これ  
を超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます(償還  
払い方式によります。)

●例えば、低所得2の世帯で、2人以上の方が障害福祉サービ  
スを利用する場合も、世帯全体の定率負担の合計は、24,600円が上  
限となります。

**5 6 7 食費等実費負担についても、減免措  
置が講じられます**

●入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごと  
に額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際  
には施設における費用の基準を設定し(58,000円)、20歳以上で入  
所施設を利用する場合、食費、光熱水費の実費負担をしても、少  
なくとも手元に25,000円(障害基礎年金1級受給者や60歳以上  
の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の身体障  
害者療養施設利用者・障害者支援施設利用者のうち、日中活動事  
業として生活介護を利用する者は28,000円)が残るように補足給  
付が行われます。就労収入がある場合、24,000円までは全額、  
24,000円を超える場合は超えた額の30%と24,000円を合わせた  
額が控除されます。つまり、就労収入が24,000円までは、食費  
等の負担は生じないこととなります。

●20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育  
する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて低所得  
世帯、一般世帯(市町村民税所得割160,000円未満世帯)(注1)  
で50,000円、一般世帯(市町村民税所得割160,000円以上世帯)  
で79,000円)となるように補足給付が行われます。さらに18歳未  
満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

●通所施設等では、低所得、一般世帯(市町村民税所得割160,  
000円未満)(注1)の場合、経過措置として、人件費分が支給され  
食材料費のみの負担となるため、およそ3分の1の負担となりま  
す(月22日利用の場合、約5,100円程度)。なお、食材料費は、  
施設ごとに額が設定されます。

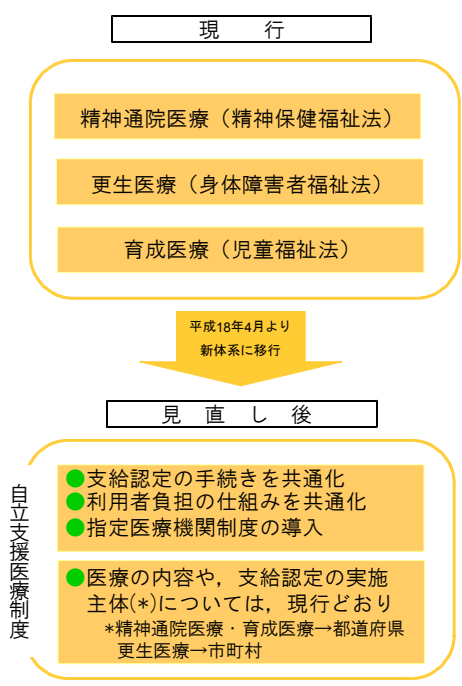
(注1)収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

**8 生活保護への以降防止策が講じられます**

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担  
することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の  
対象とならない額まで定率負担の月額負担上限額や食費等実費  
負担額を引き下げます。

## 7 障害に係る自立支援医療

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、自立支援医療に変わります。



### (1) 自立支援医療の利用者負担と軽減措置

基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。

入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

### (2) 自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）
2. 給付水準自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≤80万円	市町村民税非課税 本人収入>80万円	市町村民税<3.3万円 (所得割)	3.3万円≤市町村民税<23.5万円 (所得割)	23.5万円≤市町村民税 (所得割)
生活保護	低所得1	低所得2	中間所得		一定所得以上の公費負担の対象外 医療保険の負担割合・負担上限額
負担 0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額：医療保険の自己負担限度		
			育成医療の経過措置*2		
			負担上限月額 10,000円	負担上限月額 40,200円	
			高額治療継続者（「重度かつ継続」）*1		
			中間所得層1	中間所得層2	一定所得以上（重継）*2
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担割合・負担上限額
					負担上限月額 20,000円

高額治療継続者（「重度かつ継続」）（※1）  
一定所得以上（重継）※2 負担上限月額20,000円  
※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。  
① 疾病、病状等から対象となる者  
更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障害の者  
精神通院医療、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。  
② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者  
医療保険の多数該当の者。  
※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年間を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。

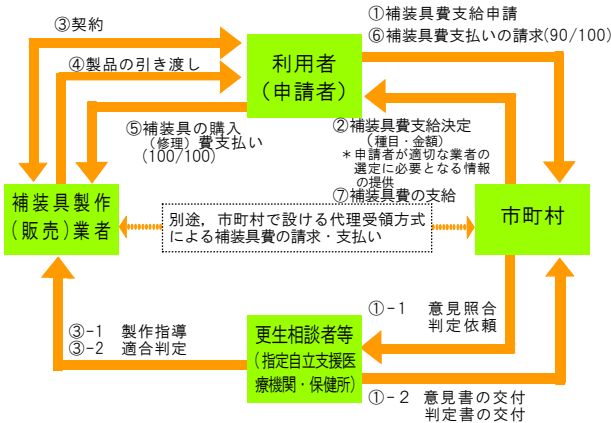


## 8 補装具の制度

これまでの補装具給付制度が、個別給付である補装具費支給制度に変わります。

補装具 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等

### ■補装具費支給の仕組み



区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人又は保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

### (1) 補装具の支給

これまでの現物支給から、補装具費の支給へと大きく変わります。利用者負担についても定率負担となり、原則として1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

なお、別途、市町村で設ける代理受領方式による補装具費の請求・支払いも可能です。

### (2) 補装具費支給制度の利用者負担

補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率（1割）となっています。

ただし、世帯の所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定されます。

所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができません。

また、こうした負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

## 9 その他

<知的障害のある方向けパンフレット（表面）>



厚生労働省のホームページからPDF版をダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp>

### (1) 障害児施設の利用者負担

このガイドブックでは具体的な内容の紹介を省略しますが、障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、措置から契約方式に変わりました。

障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

障害児自立支援法施行後3年を目途に施設体系の再編等について必要な検討を行うこととしています。

### (2) 本人用パンフレットの活用

知的障害のある方に向けた障害者自立支援法のパンフレットが作成され、公開されています（左図）。

様々なサービスについて、平易なことばで説明されています。障害者自立支援法は、利用者が主体となってサービスを選択する必要があります。在学中から、機会をとらえて、学習をすすめましょう。